

## 「人事院規則 14-8（営利企業の役員等との兼業）の運用について」の 一部改正の概要

### I 改正内容

#### (1) 一定規模以上の太陽光電気の販売を承認が必要な自営兼業として明確化

一般職の国家公務員が10kW以上の発電出力を有する太陽光発電設備を設けて太陽光電気（太陽光を変換した電気をいう。以下同じ。）の販売を行う場合を、人事院（その委任を受けた者を含む。）の承認を必要とする自営兼業に該当するものと明記する。

#### (2) 承認基準

自営兼業に該当する太陽光電気の販売を行う場合の承認基準として、以下の事項を定める。

- ・ 職員の官職と承認に係る太陽光電気の販売との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
- ・ 太陽光発電設備及び送電設備の維持管理等の太陽光電気の販売に係る管理業務を事業者に委ねること等により職員の職務遂行に支障が生じないことが明らかであること。
- ・ その他公務の公正性及び信頼の確保に支障が生じないこと。

#### (3) その他

承認の状況に関する所轄庁の長等から人事院への報告事項や、申請書類その他承認の手續に関し必要な事項について定める。

### II 施行期日

平成26年9月（予定）